

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループ事業は、産業や暮らしの基盤となる半導体やフラットパネルディスプレイの製造に係るものであり、社会からの信頼を強く求められているものと認識しており、この信頼の維持強化が、当社の企業価値の基盤になると考えております。このため、株主利益重視の視点からの経営効率性の向上に努めるのみではなく、経営の健全性維持及び経営透明性向上を重要視し、具体的にはコラボレーション・連携の徹底、堅牢な内部統制の構築・整備が、コーポレート・ガバナンス上重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

該当事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

該当事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北興化学工業株式会社	1,100,000	10.84
積水化学工業株式会社	600,000	5.91
日揮株式会社	600,000	5.91
野村マイクロ・サイエンス従業員持株会	367,789	3.62
BWT AKTIENGESELLSCHAFT	357,000	3.52
株式会社りそな銀行	300,000	2.96
野村殖産株式会社	300,000	2.96
カツラギ工業株式会社	229,000	2.26
千田豊作	220,000	2.17
西華産業株式会社	200,000	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社では、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える上場子会社を有しておらず、その他特別な事情についても該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
服部正幸	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部正幸	○	独立役員に指定しております。 当社と本人とは、人的関係、資本関係及び重要な取引関係はありません。	会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的視点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言等をいただくためであります。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数

4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- a. 監査役、会計監査人と内部監査室は、三様監査連絡会を原則四半期に1回開催し、監査を充実させるための情報交換(それぞれの往査報告、監査方針、監査計画、監査の重点項目、留意すべき点の確認、往査日程の調整等)を行う等の綿密な連携により、監査の有効性及び効率性を高めています。
- b. 会計監査人の監査終了時には、関係部署を含めて監査報告会を開催しております。
- c. 監査役、会計監査人と内部監査室の間では、上記以外にも適宜、情報交換及び意見交換を行う場を設けております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
坂野英雄	公認会計士												
市橋 仁	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂野英雄		公認会計士及び税理士であります。 当社と本人とは、人的関係、資本関係及び重要な取引関係はありません。	公認会計士及び税理士として専門的立場から、取締役会においては意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、監査役会においては監査実務経験等に基づき意見表明をしていただくためであります。
市橋 仁		当社の大株主である北興化学工業株式会社の元役員であります。 当社と本人とは、人的関係、資本関係及び重要な取引関係はありません。	取締役会においては経営者として豊富な知見と見識を当社の経営に反映していただくための発言、監査役会においては経理・財務の豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の透明性と客観性向上についての意見表明を行っていただくためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

定例取締役会及び臨時取締役会に出席して、必要に応じて取締役に対して説明を求め、意見を述べるほか、独立した客観的視点から提言等を

行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び従業員並びに子会社取締役(付与時は従業員)及び、子会社従業員へストックオプションを付与しております。取締役のインセンティブ付与に関しては、当社に見合った内容の制度を導入すべく今後検討してまいる所存であります。

(理由)

当社業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役(社外取締役除く)及び従業員並びに子会社取締役(付与時は従業員)及び子会社従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

[更新](#)

(付与状況)

1. 野村マイクロ・サイエンス株式会社 第1回 新株予約権

平成23年6月15日及び同年7月14日の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

当社従業員 56名 1,150個

※うち2名は平成24年6月20日開催の定時株主総会にて取締役に選任されております。当該取締役2名に付与された新株予約権の数は、100個であります。また、うち1名は平成27年6月23日開催の定時株主総会において監査役に選任されております。当該監査役に付与された新株予約権の数は50個であります。

当社子会社従業員 2名 50個

※うち1名は平成24年6月21日開催の当該子会社定時株主総会にて取締役に選任されております。当該取締役に付与された新株予約権の数は、25個であります。

2. 野村マイクロ・サイエンス株式会社 第2回 新株予約権

平成25年4月16日及び同年5月14日の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

当社取締役 5名 525個

当社監査役 1名 50個

当社従業員 61名 1,120個

※取締役5名のうち1名及び監査役が保有している新株予約権は、取締役及び監査役就任前に付与されたものです。当該取締役に付与された新株予約権の数は、25個であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

[更新](#)

取締役及び監査役に区分して報酬等の総額を開示しております。平成28年3月期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)における取締役及び監査役に対する報酬額は次の通りであります。

取締役に支払った報酬等の総額 191,110千円 (うち社外取締役に支払った報酬額 4,980千円)
監査役に支払った報酬等の総額 24,690千円 (うち社外監査役に支払った報酬額 7,560千円)

* 1. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当該事業年度における費用計上額として次の金額が含まれております。
取締役4名 512千円

* 2. 上記の報酬等の総額には、以下の当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

取締役 5名 23,037千円

監査役 1名 1,350千円

なお、平成28年3月期期末現在の役員の人数は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役への報酬は、定額報酬である基本報酬、賞与、退職慰労金によって構成されます。その支給水準は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした取締役報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考にし、活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。ただし、非常勤取締役及び社外取締役への退職慰労金支給は行いません。

監査役への報酬は、定額報酬である基本報酬、賞与、退職慰労金によって構成されます。その支給水準は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各監査役の職務の内容を参考にし、活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。ただし、非常勤監査役及び社外監査役への退職慰労金支給は行いません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外取締役に対して必要に応じ付議議案に係る資料の事前配付もしくは事前説明を行っております。また、監査役会におきましては、常勤監査役が社外監査役と各セクションの窓口となり意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、経営において「監督と執行の分離」が可能な体制を構築することが最も効果的であると考え、コーポレート・ガバナンスの一環として、社内から独立した社外取締役と社外監査役の選任を積極的に行う一方で、平成22年6月より執行役員制度を採用しております。

これは監督と執行の分離により監督機能を強化しつつ経営の迅速性を確保することが企業価値を高める手段として有効と考えるためあります。

社外取締役を含めて6名にて構成する取締役会は、執行役員への権限委譲を行うと共に、これらの業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としており、これを運営可能とする適切な人材を取締役として選任しております。また、取締役会において決定された経営の基本方針に基づく業務の一元的な管理・運営と取締役及び執行役員の業務を監督することにより、当社グループの経営基盤の一層の強化と充実を図るため、代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)1名を選定しております。

取締役への報酬は、定額報酬である基本報酬、賞与、退職慰労金によって構成されます。その支給水準は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした取締役報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考に活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。ただし、非常勤取締役及び社外取締役への退職慰労金支給は行いません。

当社の監査役会は監査役4名(内2名は社外監査役)で構成されており、「現場レベルの業務執行への深い理解」と「独立性を堅持した適時適正な監督」を両立させることを可能としており、これを運営可能とする適切な人材を監査役として選任しております。監査役への報酬は、定額報酬である基本報酬、賞与、退職慰労金によって構成されます。その支給水準は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各監査役の職務の内容を参考にし、活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。ただし、非常勤監査役及び社外監査役への退職慰労金支給は行いません。

なお、支配株主は存在しておりません。

これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより、経営の適正性を確保しております。

b. 経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス

当社の経営管理組織の構成、意思決定方法及びプロセスは以下のとおりです。

(a) 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、1か月に1回以上開催され、当社では会社法第362条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしております。取締役会は、社内取締役5名及び社外取締役1名で構成されており、経営の基本方針を決定すると共に、業務執行における権限委譲を執行役員に行い、当該執行役員の業務執行状況を監督しております。

(b) 監査役会

取締役会、取締役及び代表取締役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催しております。当社の監査役会は、2名が社外監査役であり、合計4名で構成されており、各々が異なる専門分野を有する監査役により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え、選任をしております。なお、総務部内に事務局を設置し、欠席監査役への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な監査役会運営を行っております。なお、社外監査役坂野英雄氏は、公認会計士及び税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役市橋仁氏は、上場企業の経理、管理部門担当取締役としての経験を有し、財務、会計及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役から営業状況の報告を受け、取締役の職務執行を監査いたします。

また、監査役は、監査役会で策定した監査方針及び監査計画に基づき監査を行い、監査結果を監査役会において説明すると共に、取締役会に提出しております。さらに、会計監査人との緊密な連携により、監査の有効性及び効率性を高めております。

(c) 経営会議

代表取締役、執行役員及び子会社代表者により構成され、原則毎月1回開催しております。取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図ると共に、取締役決議事項に係る社内事前協議機能並びにグループ各社の報告協議の場としての役割を果たしております。

(d) 監査体制

当社の監査体制は、監査役会及び内部監査担当部署である内部監査室が会計監査人及び顧問弁護士と連携し、監査体制を構築しております。

i. 監査役会

監査役会の活動状況は前掲のとおりです。

ii. 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、所属する以下の公認会計士が会計監査業務を執行しております。

公認会計士 大木智博(継続関与年数2年)

公認会計士 金子勝彦(継続関与年数3年)

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名です。監査役会と会計監査人との間では、適宜、情報交換及び意見交換を行う場を設けております。また、当該連携には監査補助者も同席しており、監査計画、監査体制及び監査の実施報告を受け、今後留意すべき点についての共有がなされております。

iii. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が管轄する内部監査室に属する内部監査室長1名のほか担当者1名により、年間計画に基づいて

本社、営業拠点並びに子会社を含む全ての部署を対象に、業務全般に亘って実施する監査のほか、財務報告に係る内部統制の監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告すると共に、併せて常勤監査役にもその写しを提出しております。また、被監査部門に対しては、監査結果に基づく改善指示を行い、改善状況を遅延なく報告させて確認を行っております。さらに、監査役及び会計監査人と意見交換を行い、監査効率の向上を図っております。

(e) 法律専門家

当社はリスク管理とコンプライアンス体制を確立するため、法律顧問として弁護士と顧問契約を締結し、業務上発生する法務問題全般に関して、適切な助言と指導を適宜得られる体制を確立しております。

(f) 責任限定契約

当社は、定款に当社と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を規定しており、社外取締役1名及び社外監査役2名と当該契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2. 業務執行、監査・監督、氏名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

平成22年3月期に係る定時株主総会から開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。

集中日を回避した株主総会の設定

従来から、いわゆる集中日よりも早い日程で株主総会を開催しております。
直近の3年間は、平成26年6月19日、平成27年6月23日、平成28年6月23日にそれぞれ開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

個人投資家向けの会社説明会を適宜開催しております。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

半期(第2四半期・通期)ごとに機関投資家・アナリスト向け決算説明会を開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

機関投資家・アナリスト向け決算説明会資料、適時開示資料及びその他IR情報を自社ホームページに掲載しております。
また、東京証券取引所自社IRサイトに、IR情報を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当部署: 総務部企画広報グループ
IR担当役員: 代表取締役社長執行役員 横川 收

その他

機関投資家等とのOne on Oneミーティング、電話取材への対応により、事業説明・業績説明等を行っており、平成25年度は6回、平成26年度は6回、平成27年度は2回行いました。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は、「コンプライアンス基本規程」及び「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、野村マイクロ・サイエンスグループの企業理念に基づき遵守すべき基本事項を提示し、法令の遵守、人間の尊重、環境保護が適切に行われるよう努めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、環境への取り組みといたしまして「環境方針」を定め、その中でスローガンとして「『水の星・地球』を未来に伝えるために、環境に優しい企業を目指します」として、「当社は事業活動において、限りある資源エネルギーの効率的な使用や継続的な改善に努め、豊かで安心できる地球環境に貢献します」という環境理念を定めております。また、平成18年に「エコアクション21」の認証・登録をしており、平成20年4月にはISO14001の認証を取得いたしました。

その他

・女性の活躍に向けた取り組みについて
当社は、女性が出産・子育て等のライフステージの節目においても活躍できるよう、仕事と家庭・育児の両立に向けた職場環境の実現を目指した取組みを推進しており、育児休業制度、時間短縮勤務等の育児支援策の制度を設け、福利厚生制度の普及・充実に努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において決議いたしました業務の適正性を確保するための整備体制(内部統制システムの整備)に関する基本方針につきまして、平成27年5月14日開催の取締役会において、一部改定を決議し、以下のとおり実施しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (コンプライアンス体制)

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。
- (2) コンプライアンス体制の基礎として、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」及び「コンプライアンス基本規程」並びに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進すると共に、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。
- (3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅延なく経営会議において報告するものとする。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行うこととする。
- (5) 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記すると共に、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持する。

(内部監査体制)

内部統制・牽制機能として、内部監査室を執行部門から独立した内部監査部門として設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、業務執行に係るリスクとして、以下のイ. からニ. のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクの管理責任者についての体制を整えることとする。

イ. 信用リスク

取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。

ロ. 流動性リスク

財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保により通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク。

ハ. オペレーションナルリスク

取締役及び使用人が正確な仕事を怠ること、もしくは事故・不正等を起こすこと、又はシステムが正常に機能しないことにより損失を被るリスク。

二. 法務リスク

法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク。

- (2) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、子会社を含めたグループ全体の主要な子会社代表者と情報を共有し、会社と子会社又は子会社間の課題等を協議及び審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- (3) 経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図ると共に、取締役会決議事項に係る社内事前協議機能として、当社代表取締役、執行役員及び主要子会社代表者により構成する。
- (4) 経営会議の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- (5) 経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」により、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

5. 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各子会社において、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」及び「コンプライアンス基本規程」を遵守することとする。
- (2) 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるものとする。経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
- (3) 取締役及び使用人は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (4) 子会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査役に報告するものとする。
- (5) 内部監査室は、子会社の業務の状況について、定期的に監査を行うものとする。
- (6) 当社グループは、子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制として、当社が定める「リスク管理規程」に準拠してリスク管理を行いうものとし、子会社から当社への報告は、「関係会社管理規程」に基づき、網羅的・統括的に行うものとする。なお、経営会議においてはグループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する。また、不測の事態や危機の発生時には、速やかに対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (7) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社代表取締役及び執行役員並びに子会社代表者により構成された定期的に開催する経営会議において、子会社の業務内容の報告を受け、重要案件については内容の事前協議を行い、子会社の取締役会にて審議を行うこと等により子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるこことを確保する。
 - ロ. 子会社は、当社に準拠した業務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、体制を構築する。

- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をし

た者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制として次のとおり定める。

イ. 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

ロ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。

ハ. 当社は当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

ニ. 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。この場合、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (2) 監査役補助者を置く場合は、業務の執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。なお、当社は「監査役の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を明記するとする。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 社内通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- (3) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査役会で策定した監査方針及び監査計画に基づき監査を行うと共に、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性及び効率性を高めるものとする。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保すると共に、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を確実に行うため、内部統制システムを構築する。
- (2) その仕組みが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、牽制体制を整備・運用し、金融商品取引法及び他の関連法令等に対する適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力・団体に対し毅然とした態度で対応し、関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンス倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記すると共に、「反社会的勢力対応規程」において、社長が「組織での対応」、「外部専門機関との連携」、「民事と刑事の法的対応」等を率先して遵守することにより、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在、買収防衛策は導入しておりません。しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいる所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の開示に係る社内体制の状況は以下のとおりであります。

(1) 適時開示手続の整備状況

当社は株主及び投資家の皆様に、公正で正確な情報を提供するために法令及び東京証券取引所が定める規則に従い、当社及び当社子会社に関する重要事実をタイムリーに開示することにより、企業の社会的責任を果たすよう努めています。

重要な決定事実及び発生事実に関する情報については、各所管部署の情報管理者から情報管理責任者に伝達、集約・管理され代表取締役に報告されております。また、当社子会社の重要事実につきましては、当該グループ会社を管理する部署を通じて同様に報告されます。このように収集、入手された重要事実は、情報管理責任者により経営会議及び取締役会に報告され、取締役会の承認を経て公表しております。

決算情報につきましては、経理部及び総務部が作成し経営会議での審議、取締役会の承認を経て公表しております。

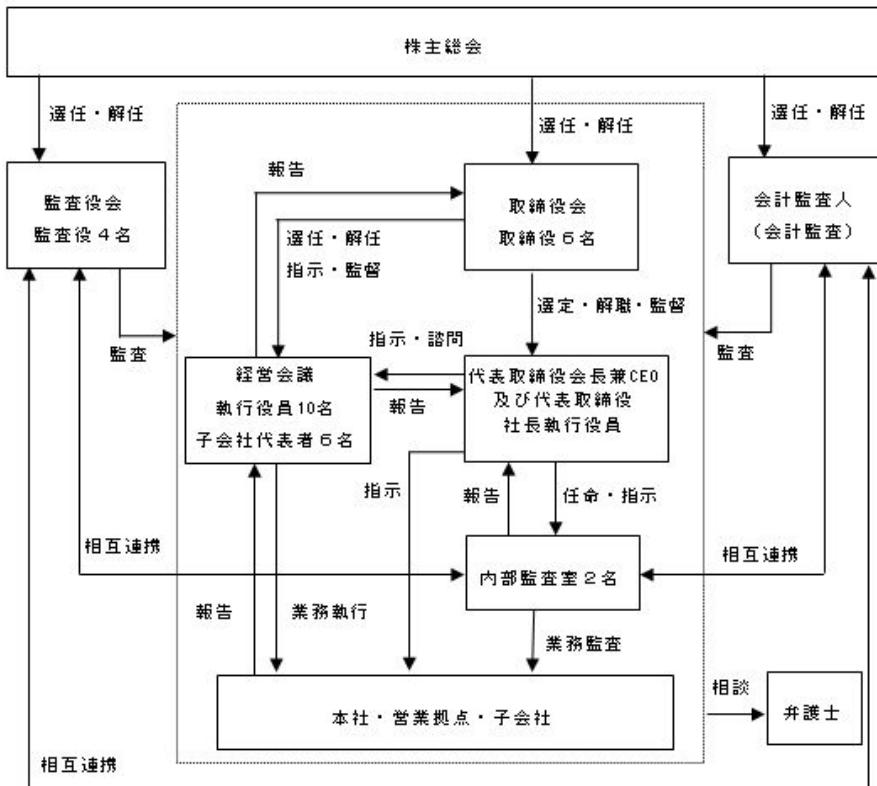
なお、当社及び当社子会社の内部情報は、社内規程に従って厳正に管理されており、秘密保持、情報漏洩防止、インサイダー取引の防止が図られております。

(2) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備状況

適時開示体制を対象としたモニタリングの整備状況につきましては、内部監査部門によるモニタリングが監査対象から独立した立場で適時開示体制が有効に整備・運用されているか、業務が適法に実施されているかについて監査を行い、欠陥が発見された場合は改善提案等を行っております。

また、監査役によるモニタリングは、経営者を含む業務執行機関から独立した立場で実施されております。

【コーポレート・ガバナンスの体制】



【適時開示体制概要】

